

ティグレ税制セミナー

6月4日(火) 13:30 開催 主催 ティグレ連合会

**これからの
税制のあり方について**
～ティグレ「国への要望」の課題～

三木義一
弁護士・青山学院大学学元学長



メタボで不健全な昭和自民税制から

スリムで健全な令和税制を

これが日本の現実です！

	GTETI Ranking	Overall GTETI Score /100
Ethiopia	85	34.2
Hungary	86	33.8
Mauritius	87	33.7
Ukraine	88	33.2
Gabon	89	32.9
Liberia	90	32.7
Romania	91	32.6
Mongolia	92	32.5
Paraguay	93	31.9
Japan	94	30.1
Burundi	95	29.3
DR Congo	96	27.2

19 特報 電子版 2024年(令和6年)4月25日(木曜日) 東

本音のコラム

業界がせっせとパーティイー券を購入しさまざまな税の優遇を陳情して特別措置を導入させたが、その効果を事前に国民に知らせることもなく、事後にどの程度効果があったかも知らされることもない。こんな国だから、期待はしていなかったが、改めてランキングで発表されると、やはり、日本国民として、恥ずかしくて仕方がない。

政府は、さまざまな政策目標を追求するために、租税支出(TE)を利用する。これは、本来の税制から逸脱し、個人や企業に優遇を与えるものである。その透明性や効果など5項目を評価したランキングをスイスの非営利政策評議会(CEP)とドイツ開発・持続可能性研究所(IDOS)が今年初めて発表した。資料を入手できた104カ国の比較で、上位は⑦イタリア⑥アメリカ⑤フランス④ドイツ③オランダ②カナダと続く。日本はどこだ？ あった！ 92モンゴル93パラグアイ94日本95ブルンジ96コロンビア97民主共和国、と続いていた。これが税に対する関心度と優遇に対する透明性や公正性から見た国際的評価である。

未開発国・日本

金まみれの政治、質の悪い政治家、検証のない税の垂れ流しが生み出してきた結果だ。

トップはどこだ？ これが韓国であった。政権交代などが影響しているのか。日本がこれ以上落ちることのないことを願って今回はオチなし。(青学大名教授)

2024.4.25

本音の
コラムみき よしかず
三木 義一

「ご隠居、なにか浮かない顔を？」

「ハつつあんも私も国会議員だとして。私が自分の後援会に寄附をして、寄附金控除を適用して税金を安くしたらどう思うかね」

「せこすぎますぜ。寄附じゃねえですよ」

「だよな。だから、私がお前さんの後援会に寄附をして、同額をお前さんが私の後援会に寄附してくれたらどうだい」

「超せこくないですか？ 庶民を馬鹿にするのもいい加減にしろ！」

「そうだよの。だから、これらは『特別の利益があるものへの寄附』（租税特別措置法41条の18）に該当するものとし

て対象から外された」

「それでようやくクリーンになった？」

「いや、いや、まだ残っていた。自分が代表になっっている政党支部への寄附だ。政党支部だから、自分だけの利益には必ずしもならねえ、という理屈のようだよ」

「で、その支部から援助されたら、同じでえ」

「そうなの、だから当然禁止されていたものだと思うたら、まだ残っている、これを自民党議員さん達が例によって利用していたという報道がまたまたでていたの」

「裏金をもらっていた菅家議員や稲田議員達ですかい。もう、何というか情けねえ」

「いやはや、なんとも浅ましいの。これが国会議員だぞうだ。ああ、いやだ、いやだ、稲田ね」
（青学大名誉教授）

ああ、まただ…

所得税・法人税は昭和40年の土台のまま



	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 復興特別所得税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税(環境性能割・種別割) 軽自動車税(環境性能割・種別割) 鉾区税 狩猟税 鉾産税 入湯税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税			

50年以上放置されている所得分類

* 不動産所得→資産合算課税のため

* 利子と配当を分ける必要？

* 一時所得の意味
インターネット競馬などはどうする
(賭博の経費性)

所得の種類	対 象	課税方式
利子所得	公社債や預貯金の利子などに係る所得	源泉分離課税
配当所得	法人から受ける配当などに係る所得	申告不要 総合課税 申告分離課税
不動産所得	不動産や船舶、航空機などの 貸付けによる所得	総合課税
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、 サービス業、その他の事業から生ずる所得	総合課税
給与所得	給料、賞与などの所得	総合課税
退職所得	退職手当などの所得	分離課税
山林所得	山林の譲渡などによる所得	分離課税
譲渡所得	資産の譲渡による所得	総合課税(注)
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の 一時の所得で労務その他の役務又は資産の 譲渡の対価としての性質を持たないもの	総合課税
雑所得	公的年金などの所得 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	総合課税(注)

年末調整の廃止 & 無所得でも申告→給付

所得控除の体型から、税額控除もしくは給付へ

ティグレ要望

1 納税者権利憲章の制定

あった方が確かに良いが、基本的には税法の定め方とその理解が重要

1) 主権者は善良な納税者か

2) 自己の情報の開示

19 特報 電子版 2024年(令和6年)2月8日(木曜日) 東

本音のコラム



野党議員「昨年からの調査結果を教えてほしい」
国税庁長官「現議員の方が181名、前議員の方が22名、合計203名の方に修正申告や更正処分をいたしました」
「金額はいくら？」
「増差所得のトータルは2億1800万円にのぼっております」
「いわゆる政治資金、これが雑所得として申告されておるのか」
「おそらく政治活動に伴う収入支出は、差し引きゼロという事例が多いせいだろうと思いますが、所得ありとしての申告は非常に少ない」
「調査はいつ頃から」
「昨年からです」
大蔵大臣「議員に対する

国会疑似録

三木 義一
昭和42年5月23日の大蔵委員会の一部の要約である。この時期から与党の議員も申告せざるを得なくなってきたが、早速政治団体を多数造り、政治資金はそちらに移し、個人の所得では政治活動支出を雑所得の経費に入れ、赤字にした上で、歳費と相殺し、還付を受ける。大量の還付申告に国税庁が参り、翌年から雑所得の損益通算を禁止。副業の赤字で還付されていた庶民の増税となった。
与党の自浄能力？ ないね。(青学大名誉教授)

名誉を尊重し、今までしなかったのです」
「それは大変な間違いだ。今年申告していない議員は何人いる？」
「衆参両院で159名の方が無申告です」
「派閥から高額支給されているのに、それでいいのか？」

2024.2.8

3) 独立した第三者機関での救済制度

審判官の半分を外部にしてみたけれど・・・

土地評価など、税務の前提となる専門的判断と裁判官



2 年末調整制度

なぜ、入ったのか？

源泉徴収制度とは区別しよう

27 特報 電子版 2019年(令和元年)7月4日(木曜日) 東

本音の
コラム

マクロン大統領は悩んだ。オランド前大統領が導入を決定したとはいえ、フランスに源泉徴収制度がなじむのか不安だったからである。

確かに源泉徴収は必要だった。そうしないとフランスの給与所得者は前年の所得が確定してから、翌年に十回に分けて課税されるという前年度課税(日本の住民税と同じ)が続き、手間暇がかかる上に、非近代的な制度としてシケティラの左派から批判され続ける。

他方で、フランスの所得税は家族単位、つまり、家族の所得を合算して家族数を考慮して最終税額が決まる制度である。個人単位課税である

フランスにも源泉徴収

日本ですら収入と扶養親族等の数や他の給与所得の有無などで徴収する税額が変動する。要するに雇用主が従業員の私的事務を十分に把握しなければならぬのだ。家族単位だと家族の人数どころかそれぞれの所得額や人的事情まで雇用主が把握することになる。これでは従業員のプライバシーは守れない。こういう批判も渦巻いていた。

どちらも正しい。そこで発想を転換。雇用主には家族情報を知らせず、そのデータを持つ国税組織が適切な税率のみを企業に知らせる。それもいやなら概算税率のみを知らせ、申告での調整も可能にして今年一月より実施したのである。マクロンと仙台銘葉「まころん」のいいところ取りをしたようなマクロンのお見事。(青山学院大学長)

2019.7.4

応能負担の実現

超過累進税率をもたらした
庶民の怒りがあるか

本音の コラム



三木 幸一

後の世界の税制を大きく塗り替えたのだ。第二次世界大戦は総力戦だった。庶民の大半は家族に犠牲者がでた。

ところが富裕層は、どの国でもさまざまな手で家族を避難させていた。

この不公平感が、それなら富裕層は金銭だけでも負担しろ、という超過累進税率を資本主義国に導入させたのである(K・

シープ、D・スタサウエーシ/立木勝訳「金持ち課税」みず書房)。

血税の不平等

庶民がこの怒りを忘れ始めた一九八〇年ごろのレーガン税制から税率がフラット化した。庶民が再び富裕層への優遇を怒り、公平な税制を実現できるか? 難しそうだ。

だーって、かつての富裕層は、今や国境をまたぐ浮遊層になって、庶民には見えないもんね。

(青山学院大学長)

2019.9.19

イスラエル選挙でネタニヤフ首相が苦戦した。その背景には彼を支持してきた政党間に不公平な兵役免除制度の廃止を巡る対立があった。イスラエルでは十八歳以上の男性は三年間、女性は二年間の兵役に就く義務を負うが、超正統派の人々には免除されてきた。これに対して、右派の「わが家イスラエル」は超正統派に対する兵役や税金免除などを過度の優遇として、その廃止を求めていたからである。この背景には戦争で家族が犠牲になったイスラエル庶民の不満がありそうだ。

実は、この血税(=兵役)による家族の犠牲への怒りが第二次世界大戦

富裕税は可能か？

本音のコラム
アメリカで上位1%の人の総資産が下位50%の人の総資産を上回りはじめたのが一九九五年あたり。八〇年代のレーガン税制により、資産家優遇税制が採用されたからだ。その後この傾向は変わらず超格差社会になりつつある。そのため、ウオーレンやサンダースの大統領候補が富裕税構想を示し始めた。
日本の政治家からはあまり声を聴かない。日本はアメリカほどひどくはない、とでもいうのだろうか。ニセフが公表した「子どもたちのための公平性」では日本はアメリカより悪く、先進国ワースト八位だ。日本でも政策転換の象徴として富



裕税を検討すべきだ。日本では昭和三十五年から実施された富裕税を思い出す。この税は三年間しか持たず、当時の池田勇人大蔵大臣が結局学者の良心を満足させただけと酷評している。しかし、本当にそうなのか？三年間しか持たなかったのは、この税制を日本政府が自発的にやろうとしたからではなく、シャープ勧告に促されて嫌々やったからではないか。欠陥をわざと隠しておいたようにも見える。

富裕税が必要だ

えー？ 富裕税でも増税は嫌だ？ ひよっとすると、本紙の読者の多くは上位1%の富裕層ですか？ 一億円を超える部分の資産で0.5~1.3%の税率で庶民のために負担してほしいのですか、だめですかねー？

とは、書いたものの実際にどういう形の税制が良いのか、実は難しい、国際社会の動きも逆である。

Sarah PerretさんのWhy were most wealth taxes abandoned and is this time different? という記事を参考にしてこの間の流れを書くと次のようになる。

富裕税は、OECD諸国では以前ほど普及していない。1990年当時、個人の純富裕税を課税していたOECD加盟国は12カ国で、すべてヨーロッパにあった。しかし、オーストリア（1994年）、デンマークとドイツ（1997年）、オランダ（2001年）、フィンランド、アイスランド、ルクセンブルグ（2006年）、スウェーデン（2007年）など、そのほとんどが1990年代から2000年代にかけて富裕税を廃止した。2006年に富裕税を廃止したアイスランドは、2010年から2014年にかけて一時的な「緊急措置」として富裕税を再導入した。フランスは2018年に富裕税を廃止した最後の国であり、高額不動産への課税に取って代わられた。2020年には、ノルウェー、スペイン、スイスが、個人の富裕税を課税しているOECD加盟国となった、という。

富裕税に関しては、スイスが比較的安定しているという。ノルウェーの富裕税が引き上げられた時、多くのノルウェー富裕層がスイスのルガーノに移住したと話題になったが、スイスにも富裕税があるのになぜだ、と思い調べてみました。すると、またまたスイスは黒いことをやっておき、外国人富裕層を取り込むために、外国人については資産に基づく富裕税ではなく、特別な制度を度挿入しておりました。ノルウェーの富裕層にとってスイスのこの制度が特に魅力的だったのは、この制度では、世界中の所得や資産ではなく、スイス国内での生活費や生活水準のみを基に税金が計算されるということになっていた点です。世界中に資産を持つ富裕層にとってめちゃくちゃに有利ですね。スイス国内では支出を抑え、隣国に出かけて、豪華に遊んでも問題にならないからです。もちろん、スイスでも僕のようなへそ曲がり、特例を廃止しろとさわいで、国民投票にまでなったこともあるようだが、否決されなかったから今でもあるわけだ。

とはいえ、過去の失敗から学んで、新たな動きも出てきています。顕著な違いは、国際的な租税の透明性に関して達成された大きな進展です。2009年にG20が銀行機密の廃止を呼びかけて以来、OECDとG20の後援の下、「租税目的の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」を中心に、国際的な情報交換制度が大きく進展してきているからです。諦めるのはまだ早いかも。

超富裕層に富裕税を！

- 1 世界的富裕者課税を！[↑]
- 2 今年四月にアメリカで
- 3 開催された G20 財務大
- 4 臣・中央銀行総裁会議に
- 5 おいて注目すべき動きが
- 6 あった。[↑]
- 7 ブラジル、ドイツ、ス
- 8 ペイン、南アフリカ四カ
- 9 国の財務大臣らが、世界
- 10 三千人の億万長者の富に
- 11 対して、所得税や法人税
- 12 とは別に、その財産に対
- 13 して最低 2% の課税をす
- 14 る提案に賛同署名をした
- 15 からだ。実現すれば税制
- 16 史上画期的なことだ。[↑]
- 17 もちろん、アメリカの
- 18 ように、個人にまで最低
- 19 税率を入れるのは反対だ
- 20 という国や、日本のよう
- 21 にポーランドとしている国も
- 22 少なくないだろうから、
- 23 世界的合意をとるには時
- 24 間がかかるだろうが、と
- 25 にかく第一歩がスタート
- 26 したのである。[↑]

もっとも、個人の富裕税は、一九九〇年代には、十二カ国で課税されていたが、徐々に減り始め、現在ではノルウェー、スウェーデン、スイスだけになっているのに、さらに難しい国際的富裕税が本当に可能なのか疑問視する意見は当然あるだろう。[↑]

しかし、2013年から百カ国以上の銀行情報の自動交換が実現したこと、2021年に130カ国以上が多国籍企業に対する最低税制に合意したことを考えると不可能ではないかもしれない。そして9月のG20で具体的な内容を提示されるそうだ。[↑]

国際社会では、こういう問題に諦めずに立ち向かっている政府や研究者達がいる。日本でもこういう政府が必要なのだ。[↑]

（青学大名誉教授）[↑]

法人税 擬制説論理を続けるのか

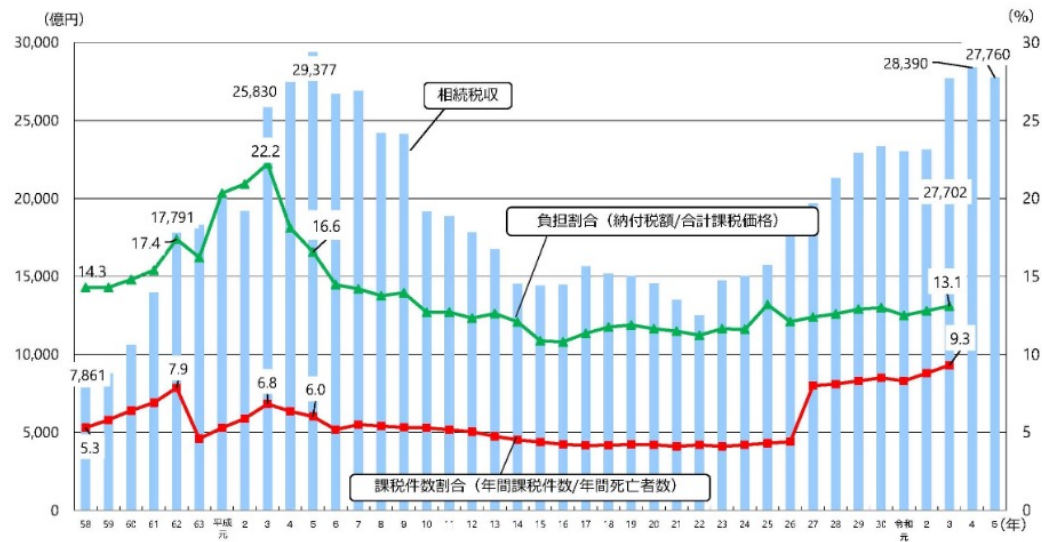
中小と大企業を同一の税制で議論できるか

赤字法人割合6割

(ティグレ)
役員報酬の全額損金算入を



相続税法は昭和32年の時代背景のまま



今でも法定相続分課税方式による遺産取得税方式
なぜ、この方式が必要だったのか？

地方税はシャープ勧告（昭和25年）の微調整のみ



財務省と総務省の二本立てそのものが問題

例えば、固定資産税

- 1) 誰もわからない評価！！
- 2) 税収を専門家集団に投げ渡している
- 3) 専門家のいない自治体

無駄なコストは削減してその文は地域福祉を

*バイエルン州 **評価からの解放**

固定資産税の額は、土地の面積（1平方メートルあたり4セント）と建物の面積（1平方メートルあたり50セント）、用途、市町村が設定する評価率に応じて算出される。つまり、土地や不動産の価値には関係ない。



長期間放置され、公売された建物の固定資産税評価額

ある自治体が土地・建物を8500万円で公売

落札価額 **89,000,000円**

建物の見積価額 **2700万円**



ところが固定資産税の評価額は **3億3000万円**

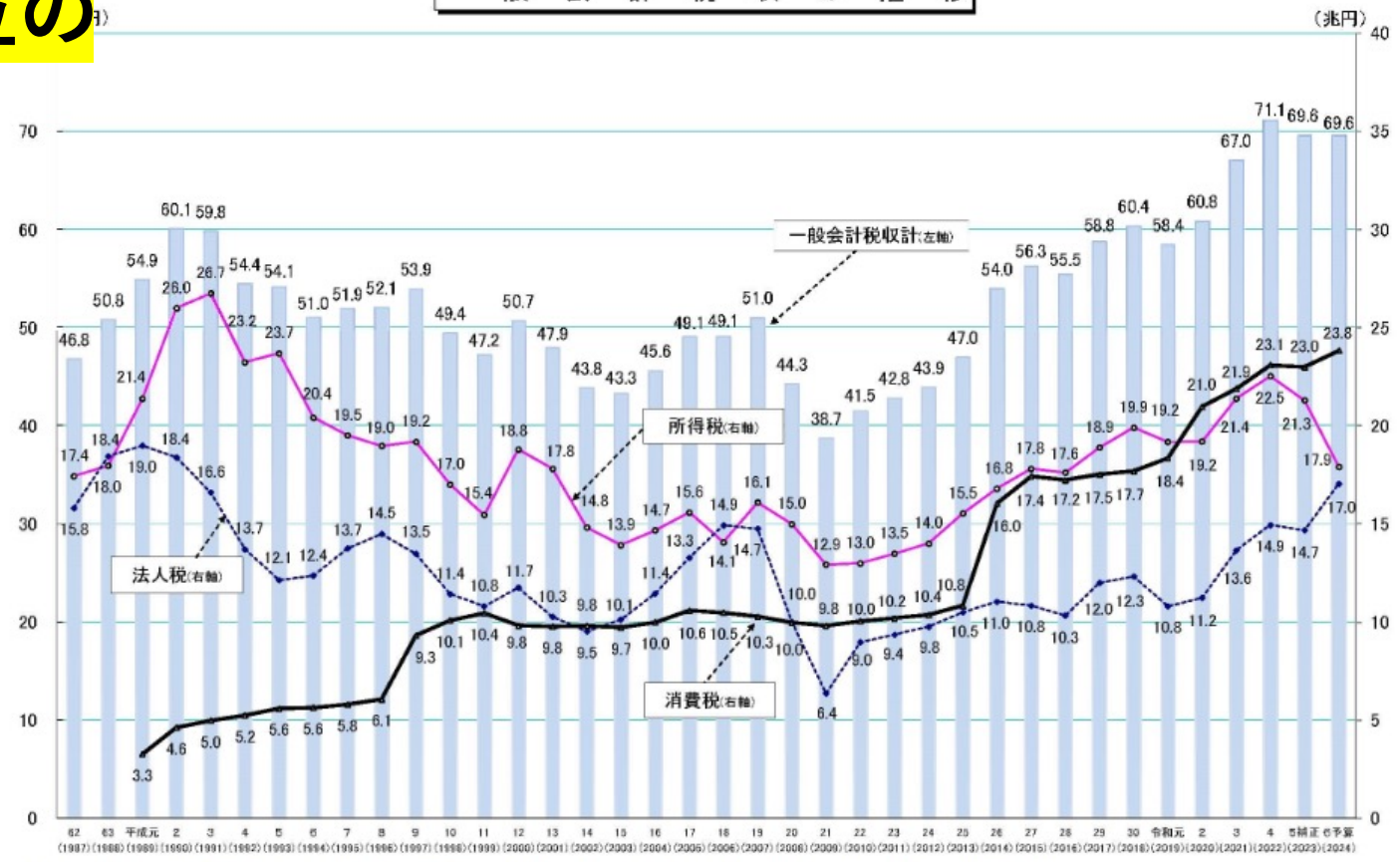
まだまだある、課題



消費税収第一位の時代へ

一般会計税収の推移

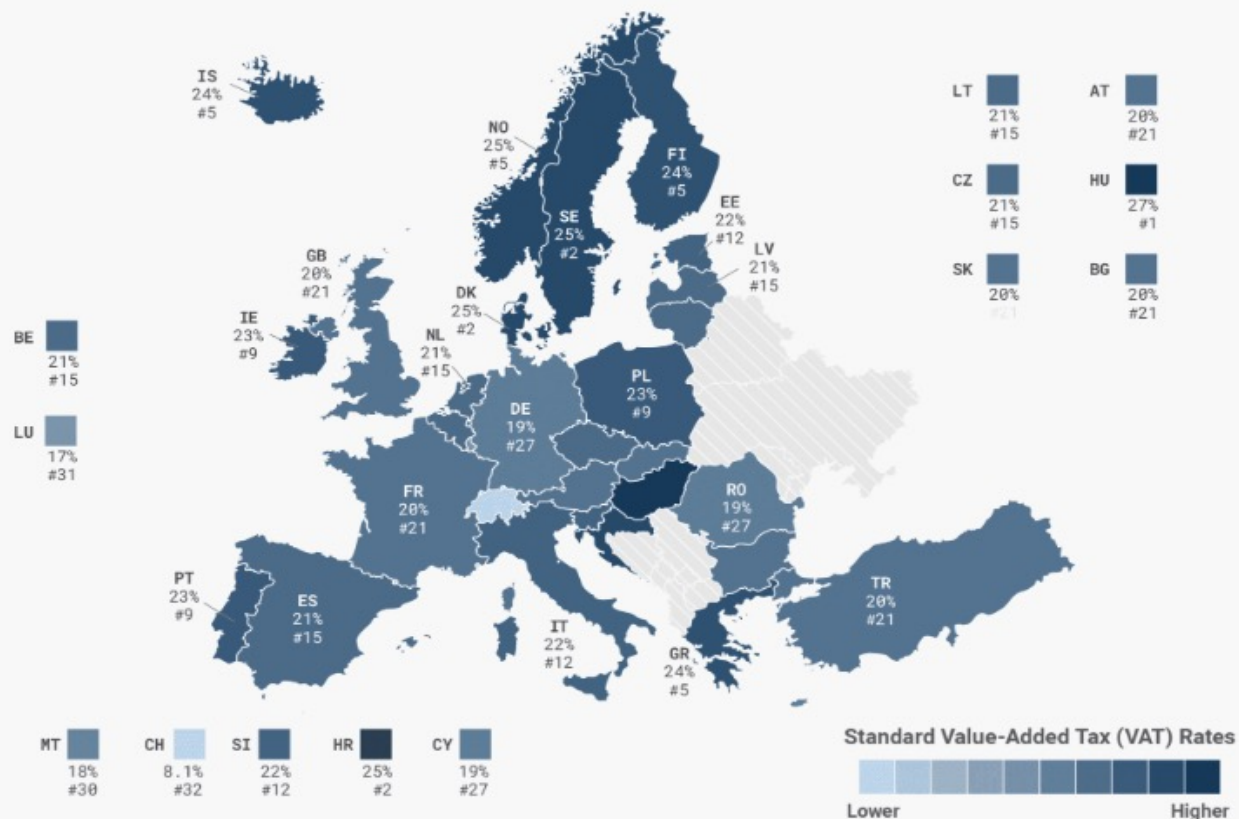
帳簿方式とインボイス
逆進性対策？
5%恒久化？？



(注) 令和4年度以前は決算額、令和5年度は補正後予算額、令和6年度は予算額(案)である。

VAT Rates in Europe

Standard Value-Added Tax (VAT) Rates in European Union Member States and European OECD Countries, as of January 2024



Sources: European Commission, "Taxes in Europe Database v3," and Richard Asquith, "VAT & GST rates 2023"

諸外国における付加価値税の概要

(2023年1月現在)

	日本	E C 指令	フランス	ドイツ	スウェーデン	英国	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1969年	1973年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	
税率	標準税率	10% (注2)	15%以上	20%	19%	25%	20%
	ゼロ税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、医療機器、旅客輸送、太陽光パネル等 (注3)	なし	太陽光パネル等	なし	食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築（土地を含む）、新築建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	酒類・外食を除く食料品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞 8% (注2)	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、医療機器、旅客輸送、太陽光パネル等 5%未満 (注3) 上記及び宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等 5%以上 (注3) (2段階まで設定可能)	旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等 7%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等 6%	家庭用燃料及び電力等 5%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている。	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、3か月又は加盟国の任意により定める1年以内の期間	1か月 (注4)	1年	3か月又は1年 (注5)	3か月 (注6)	

(注1) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。なお、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による物価高騰に伴う措置として、時限的に税率の引下げや軽減税率の対象品目の拡大等を実施している場合がある。

(注2) 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。

(注3) EC指令においては、従来、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率を否定する考え方を採っていたが、令和4年4月の改正により、特定の品目についてゼロ税率及び5%未満の軽減税率が認められた。

(注4) 課税売上高が一定額以下の場合には、1年の課税期間を選択することができ、付加価値税額が一定額以下の場合には、3か月の課税期間を選択することができる。

(注5) 課税期間は課税売上高に応じて決定される（課税売上高が大きいほど短い課税期間となる）。また、申請によって1か月又は3か月のより短い課税期間を選択することができる。

(注6) 課税売上高が一定額以下等の場合には、1年の課税期間を選択することができる。また、申請等によって1か月の課税期間を選択することができる。

INTERNATIONAL MONETARY FUND

Designing a Progressive VAT

Rita de la Feria and Artur Swistak

WP/24/78

IMF Working Papers describe research in progress by the author(s) and are published to elicit comments and to encourage debate. The views expressed in IMF Working Papers are those of the author(s) and do not necessarily represent the views of the IMF, its Executive Board, or IMF management.

2024
APR



WORKING PAPER

消費税の累進化は可能か

本音の コラム



政権交代の可能性が出てきたので、新政権には是非、昭和メタボ税制を令和健康税制に直してほしい。最大の問題は、消費税の逆進性をどう解消しながら、財政を支えていけるかである。

三木 義一

旧民主党政権は、給付付き税額控除という仕組みでその解決を図ろうとしたが、自公政権になって、その核とも言わべきマイナンバー制度がスタスタになり、もはや回復不能状態であろう。この問題を考えていたら、IMFの「累進的消費税の設計」というワーキングペーパーが出てきた。累進的な消費税？ 本当に可能だろうか？ このペーパーはまず、

累進的消費税？

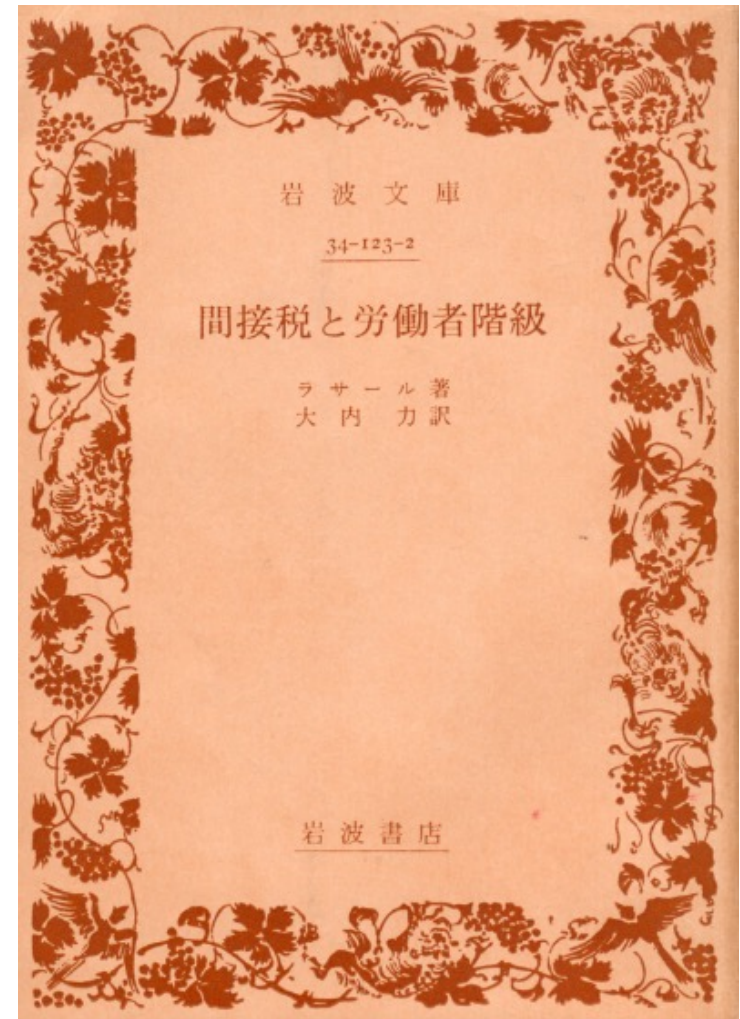
伝統的な逆進性解消策としてとられてきた軽減税率は、多額の歳入を失い、富裕層に高い補助金を与えるものであることを実証する。その上で、消費税の枠内で逆進性を解消するためのデジタル消費税を提唱している。誤解を恐れず簡単に述べると、あなたが小売店で買い物をすると、小売店のレジから国税庁のレジにつながる。あなたの100万円までの買い物には消費税が電子的にすぐ還付されており、その額を超えると実際にも負担するようになり、さらには一定額以上の支出について、税率を上げることが可能だろう。また、提言段階で問題も多いが、デジタルマネーを前提とすれば不可能ではない。政権交代への希望がより高まるよ、累進的に！

(青学大名誉教授)

1980年代に支出税という構想があった。
しかし、支出の把握等で不可能であった。

しかし、モバイルマネーとリアルタイム・テクノロジーの
発展によって可能になったかもしれない。
ラッサールのいう【間接税と労働者階級】からの脱出！！

**累進的付加価値税を考えよう。
B2Bも可能かどうか？**



本音の
コラム

強きを助け、弱きをくじく国税庁の姿勢を示す事例を紹介してみたい。

このご夫婦は長いこと外国で働き、外国の公的年金をもらってきたが、老後は日本で過ごしたいし、日本でも外国の年金を受領できるので帰国。ご主人が亡くなり、相続税の申告をした。すると、税務調査があり、ご主人の死亡により外国から遺族年金を受けるので、その受ける「権利」も相続財産だと言われる。年間500万円もらえる69歳の奥さんは、女性の平均余命を踏まえると、あと20年受けられるから、1億円を相続財産に加えるというのである。

実際にいくらもらえる

帰国できない高齢夫婦

三木 義一

か分からない金額に課税され、しかも、日本の遺族年金は課税されていないのにとつくと聞くと、日本のは非課税規定があるが、外国のにはないという。そこで非課税規定を調べてみると、日本のも年金を受ける「権利」を非課税にしているわけではなく、完全に読み間違いをしている。私も加わり、説明をすると、理由を二転、三転、四転。理由がないから、課税処分はやめたらと言つと、処分しないと私が処分されると言い、強引に処分をしてくるのである。

これが今、日本中でおきている。だから、外国で働いてきた高齢夫婦達は帰国できないでいる。国税庁長官か、国会議員さん、誰かが早く誤りを是正してあげないと生きても日本の土を踏めないよ！
(青学大名教授)

おわりに・・・

税の累進化と言う古典的かつ現代的課題

裏金騒動から見たもの

税制を決める人たちが、税に対する規律意識がない

* 政治活動が公益活動であるという自覚もないのでは